

経済産業省

官 印 省 略
20120919 商局第 54 号
平成 24 年 9 月 19 日

北海道産業保安監督部長 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

火薬類取締法に係る委任事務等の処理について

貴部における「火薬類取締法に係る委任事務等の処理について」（平成 17 年 4 月 1 日付け平成 17・03・16 原院第 6 号）は、平成 24 年 9 月 18 日限り、廃止します。貴部における火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に係る委任事務（平成 24 年 9 月 19 日付け 20120919 商第 20 号に基づくものに限る。）については、別添の「産業保安監督部等における火薬類取締法に係る事務処理要領」により処理してください。

また、下記に掲げる事項であって貴部の管轄区域内に係るものについては、同法の規定に基づく経済産業大臣の権限又は権限に係る事務を貴部に委任するものではありませんが、同法の円滑な施行を図るため、貴職において執り行ってください。

記

1. 火薬類取締法に基づき本省が行政行為を行う際に、産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）の支援が求められる事項
 - （1）火薬類取締法施行規則第 4 条第 3 項、第 4 条の 2 第 2 項、第 5 条第 3 項、第 5 条の 2 第 2 項又は第 32 条の規定による基準の認定のための現地調査及び本省に対する意見具申
2. 産業保安監督部がその所掌にかんがみ指導等の事実行為を行うことが求められる事項
 - （1）火薬類取締法の運用に関し、管下都道府県の意見を調整するためのブロック会議を必要に応じて開催すること
 - （2）管下の経済産業大臣が直轄する製造所に関する台帳の作成
 - （3）火薬類取締年報、火薬類災害事故年報及び火薬類消費場所等に対する立入検査結果の管内集計

経済産業省

官 印 省 略
20120919 商局第 54 号
平成 24 年 9 月 19 日

関東東北産業保安監督部東北支部長 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

火薬類取締法に係る委任事務等の処理について

貴支部における「火薬類取締法に係る委任事務等の処理について」（平成 17 年 4 月 1 日付け平成 17・03・16 原院第 6 号）は、平成 24 年 9 月 18 日限り、廃止します。貴部における火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に係る委任事務（平成 24 年 9 月 19 日付け 20120919 商第 20 号に基づくものに限る。）については、別添の「産業保安監督部等における火薬類取締法に係る事務処理要領」により処理してください。

また、下記に掲げる事項であって貴支部の管轄区域内に係るものについては、同法の規定に基づく経済産業大臣の権限又は権限に係る事務を貴部に委任するものではありませんが、同法の円滑な施行を図るため、貴職において執り行ってください。

記

1. 火薬類取締法に基づき本省が行政行為を行う際に、産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）の支援が求められる事項
 - （1）火薬類取締法施行規則第 4 条第 3 項、第 4 条の 2 第 2 項、第 5 条第 3 項、第 5 条の 2 第 2 項又は第 3 2 条の規定による基準の認定のための現地調査及び本省に対する意見具申
2. 産業保安監督部がその所掌にかんがみ指導等の事実行為を行うことが求められる事項
 - （1）火薬類取締法の運用に関し、管下都道府県の意見を調整するためのブロック会議を必要に応じて開催すること
 - （2）管下の経済産業大臣が直轄する製造所に関する台帳の作成
 - （3）火薬類取締年報、火薬類災害事故年報及び火薬類消費場所等に対する立入検査結果の管内集計

経済産業省

官 印 省 略
20120919 商局第 54 号
平成 24 年 9 月 19 日

関東東北産業保安監督部長 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

火薬類取締法に係る委任事務等の処理について

貴部における「火薬類取締法に係る委任事務等の処理について」（平成 17 年 4 月 1 日付け平成 17・03・16 原院第 6 号）は、平成 24 年 9 月 18 日限り、廃止します。貴部における火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に係る委任事務（平成 24 年 9 月 19 日付け 20120919 商第 20 号に基づくものに限る。）については、別添の「産業保安監督部等における火薬類取締法に係る事務処理要領」により処理してください。（ただし、支部の管轄に属するものを除く。）

また、下記に掲げる事項であって貴部の管轄区域内に係るものについては、同法の規定に基づく経済産業大臣の権限又は権限に係る事務を貴部に委任するものではありませんが、同法の円滑な施行を図るため、貴職において執り行ってください。（ただし、支部の管轄に属するものを除く。）

記

1. 火薬類取締法に基づき本省が行政行為を行う際に、産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）の支援が求められる事項
 - （1）火薬類取締法施行規則第 4 条第 3 項、第 4 条の 2 第 2 項、第 5 条第 3 項、第 5 条の 2 第 2 項又は第 32 条の規定による基準の認定のための現地調査及び本省に対する意見具申
2. 産業保安監督部がその所掌にかんがみ指導等の事実行為を行うことが求められる事項
 - （1）火薬類取締法の運用に関し、管下都道府県の意見を調整するためのブロック会議を必要に応じて開催すること
 - （2）管下の経済産業大臣が直轄する製造所に関する台帳の作成
 - （3）火薬類取締年報、火薬類災害事故年報及び火薬類消費場所等に対する立入検査結果の管内集計

経済産業省

官 印 省 略
20120919 商局第 54 号
平成 24 年 9 月 19 日

中部近畿産業保安監督部長 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

火薬類取締法に係る委任事務等の処理について

貴部における「火薬類取締法に係る委任事務等の処理について」（平成 17 年 4 月 1 日付け平成 17・03・16 原院第 6 号）は、平成 24 年 9 月 18 日限り、廃止します。貴部における火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に係る委任事務（平成 24 年 9 月 19 日付け 20120919 商第 20 号に基づくものに限る。）については、別添の「産業保安監督部等における火薬類取締法に係る事務処理要領」により処理してください。（ただし、支部の管轄に属するものを除く。）

また、下記に掲げる事項であって貴部の管轄区域内に係るものについては、同法の規定に基づく経済産業大臣の権限又は権限に係る事務を貴部に委任するものではありませんが、同法の円滑な施行を図るため、貴職において執り行ってください。（ただし、支部の管轄に属するものを除く。）

記

1. 火薬類取締法に基づき本省が行政行為を行う際に、産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）の支援が求められる事項
 - （1）火薬類取締法施行規則第 4 条第 3 項、第 4 条の 2 第 2 項、第 5 条第 3 項、第 5 条の 2 第 2 項又は第 32 条の規定による基準の認定のための現地調査及び本省に対する意見具申
2. 産業保安監督部がその所掌にかんがみ指導等の事実行為を行うことが求められる事項
 - （1）火薬類取締法の運用に関し、管下都道府県の意見を調整するためのブロック会議を必要に応じて開催すること
 - （2）管下の経済産業大臣が直轄する製造所に関する台帳の作成
 - （3）火薬類取締年報、火薬類災害事故年報及び火薬類消費場所等に対する立入検査結果の管内集計

経済産業省

官 印 省 略
20120919 商局第 54 号
平成 24 年 9 月 19 日

中部近畿産業保安監督部近畿支部長 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

火薬類取締法に係る委任事務等の処理について

貴支部における「火薬類取締法に係る委任事務等の処理について」（平成 17 年 4 月 1 日付け平成 17・03・16 原院第 6 号）は、平成 24 年 9 月 18 日限り、廃止します。貴部における火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に係る委任事務（平成 24 年 9 月 19 日付け 20120919 商第 20 号に基づくものに限る。）については、別添の「産業保安監督部等における火薬類取締法に係る事務処理要領」により処理してください。

また、下記に掲げる事項であって貴支部の管轄区域内に係るものについては、同法の規定に基づく経済産業大臣の権限又は権限に係る事務を貴部に委任するものではありませんが、同法の円滑な施行を図るため、貴職において執り行ってください。

記

1. 火薬類取締法に基づき本省が行政行為を行う際に、産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）の支援が求められる事項
 - （1）火薬類取締法施行規則第 4 条第 3 項、第 4 条の 2 第 2 項、第 5 条第 3 項、第 5 条の 2 第 2 項又は第 3 2 条の規定による基準の認定のための現地調査及び本省に対する意見具申
2. 産業保安監督部がその所掌にかんがみ指導等の事実行為を行うことが求められる事項
 - （1）火薬類取締法の運用に関し、管下都道府県の意見を調整するためのブロック会議を必要に応じて開催すること
 - （2）管下の経済産業大臣が直轄する製造所に関する台帳の作成
 - （3）火薬類取締年報、火薬類災害事故年報及び火薬類消費場所等に対する立入検査結果の管内集計

経済産業省

官 印 省 略
20120919 商局第 54 号
平成 24 年 9 月 19 日

中国四国産業保安監督部長 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

火薬類取締法に係る委任事務等の処理について

貴部における「火薬類取締法に係る委任事務等の処理について」（平成 17 年 4 月 1 日付け平成 17・03・16 原院第 6 号）は、平成 24 年 9 月 18 日限り、廃止します。貴部における火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に係る委任事務（平成 24 年 9 月 19 日付け 20120919 商第 20 号に基づくものに限る。）については、別添の「産業保安監督部等における火薬類取締法に係る事務処理要領」により処理してください。（ただし、支部の管轄に属するものを除く。）

また、下記に掲げる事項であって貴部の管轄区域内に係るものについては、同法の規定に基づく経済産業大臣の権限又は権限に係る事務を貴部に委任するものではありませんが、同法の円滑な施行を図るため、貴職において執り行ってください。

記

1. 火薬類取締法に基づき本省が行政行為を行う際に、産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）の支援が求められる事項
 - （1）火薬類取締法施行規則第 4 条第 3 項、第 4 条の 2 第 2 項、第 5 条第 3 項、第 5 条の 2 第 2 項又は第 32 条の規定による基準の認定のための現地調査及び本省に対する意見具申
2. 産業保安監督部がその所掌にかんがみ指導等の事実行為を行うことが求められる事項
 - （1）火薬類取締法の運用に関し、管下都道府県の意見を調整するためのブロック会議を必要に応じて開催すること
 - （2）管下の経済産業大臣が直轄する製造所に関する台帳の作成
 - （3）火薬類取締年報、火薬類災害事故年報及び火薬類消費場所等に対する立入検査結果の管内集計

経済産業省

官 印 省 略
20120919 商局第 54 号
平成 24 年 9 月 19 日

中国四国産業保安監督部四国支部長 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

火薬類取締法に係る委任事務等の処理について

貴支部における「火薬類取締法に係る委任事務等の処理について」（平成 17 年 4 月 1 日付け平成 17・03・16 原院第 6 号）は、平成 24 年 9 月 18 日限り、廃止します。貴部における火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に係る委任事務（平成 24 年 9 月 19 日付け 20120919 商第 20 号に基づくものに限る。）については、別添の「産業保安監督部等における火薬類取締法に係る事務処理要領」により処理してください。

また、下記に掲げる事項であって貴支部の管轄区域内に係るものについては、同法の規定に基づく経済産業大臣の権限又は権限に係る事務を貴部に委任するものではありませんが、同法の円滑な施行を図るため、貴職において執り行ってください。

記

1. 火薬類取締法に基づき本省が行政行為を行う際に、産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）の支援が求められる事項
 - （1）火薬類取締法施行規則第 4 条第 3 項、第 4 条の 2 第 2 項、第 5 条第 3 項、第 5 条の 2 第 2 項又は第 32 条の規定による基準の認定のための現地調査及び本省に対する意見具申
2. 産業保安監督部がその所掌にかんがみ指導等の事実行為を行うことが求められる事項
 - （1）火薬類取締法の運用に関し、管下都道府県の意見を調整するためのブロック会議を必要に応じて開催すること
 - （2）管下の経済産業大臣が直轄する製造所に関する台帳の作成
 - （3）火薬類取締年報、火薬類災害事故年報及び火薬類消費場所等に対する立入検査結果の管内集計

経済産業省

官 印 省 略
20120919 商局第 54 号
平成 24 年 9 月 19 日

九州産業保安監督部長 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

火薬類取締法に係る委任事務等の処理について

貴部における「火薬類取締法に係る委任事務等の処理について」（平成 17 年 4 月 1 日付け平成 17・03・16 原院第 6 号）は、平成 24 年 9 月 18 日限り、廃止します。貴部における火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に係る委任事務（平成 24 年 9 月 19 日付け 20120919 商第 20 号に基づくものに限る。）については、別添の「産業保安監督部等における火薬類取締法に係る事務処理要領」により処理してください。

また、下記に掲げる事項であって貴部の管轄区域内に係るものについては、同法の規定に基づく経済産業大臣の権限又は権限に係る事務を貴部に委任するものではありませんが、同法の円滑な施行を図るため、貴職において執り行ってください。

記

1. 火薬類取締法に基づき本省が行政行為を行う際に、産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）の支援が求められる事項
 - （1）火薬類取締法施行規則第 4 条第 3 項、第 4 条の 2 第 2 項、第 5 条第 3 項、第 5 条の 2 第 2 項又は第 32 条の規定による基準の認定のための現地調査及び本省に対する意見具申
2. 産業保安監督部がその所掌にかんがみ指導等の事実行為を行うことが求められる事項
 - （1）火薬類取締法の運用に関し、管下都道府県の意見を調整するためのブロック会議を必要に応じて開催すること
 - （2）管下の経済産業大臣が直轄する製造所に関する台帳の作成
 - （3）火薬類取締年報、火薬類災害事故年報及び火薬類消費場所等に対する立入検査結果の管内集計

経済産業省

官 印 省 略
20120919 商局第 54 号
平成 24 年 9 月 19 日

那覇産業保安監督事務所長 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

火薬類取締法に係る委任事務等の処理について

貴事務所における「火薬類取締法に係る委任事務等の処理について」（平成 17 年 4 月 1 日付け平成 17・03・16 原院第 6 号）は、平成 24 年 9 月 18 日限り、廃止します。貴部における火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に係る委任事務（平成 24 年 9 月 19 日付け 20120919 商第 20 号に基づくものに限る。）については、別添の「産業保安監督部等における火薬類取締法に係る事務処理要領」により処理してください。

また、下記に掲げる事項であって貴事務所の管轄区域内に係るものについては、同法の規定に基づく経済産業大臣の権限又は権限に係る事務を貴部に委任するものではありませんが、同法の円滑な施行を図るため、貴職において執り行ってください。

記

1. 火薬類取締法に基づき本省が行政行為を行う際に、産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）の支援が求められる事項
 - （1）火薬類取締法施行規則第 4 条第 3 項、第 4 条の 2 第 2 項、第 5 条第 3 項、第 5 条の 2 第 2 項又は第 32 条の規定による基準の認定のための現地調査及び本省に対する意見具申
2. 産業保安監督部がその所掌にかんがみ指導等の事実行為を行うことが求められる事項
 - （1）火薬類取締法の運用に関し、管下都道府県の意見を調整するためのブロック会議を必要に応じて開催すること
 - （2）管下の経済産業大臣が直轄する製造所に関する台帳の作成
 - （3）火薬類取締年報、火薬類災害事故年報及び火薬類消費場所等に対する立入検査結果の管内集計

(別 添)

産業保安監督部等における火薬類取締法に係る事務処理要領

産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下「監督部等」という。）における火薬類取締法に係る事務処理の要領については、下記によるものとする。

記

1. 火薬類取締法施行規則（以下「規則」という。）第4条第3項、第4条の2第2項、第5条第3項、第5条の2第2項又は第32条の規定による基準の認定に関する事務

（1）規則第4条第3項、第4条の2第2項、第5条第3項、第5条の2第2項又は第32条（本省の所掌に係るものに限る。）の規定による基準の認定に関する申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、かつ、必要があるときは、現地調査を実施した上、危険の虞がないと認めたときは、意見を付して本省に進達するものとする。

（2）規則第32条（監督部等の所掌に係るものに限る。）の規定による基準の認定に関する申請を受理したときは、当該内容を審査し、かつ、必要があるときは、現地調査を実施した上、危険の虞がないと認めたときは、決裁を経て、様式第1により申請者あて通知し、様式第2により当該都道府県知事あて通知するものとする。

なお、様式第1により申請者あて通知したときは、その都度、通知書の写しを申請書の写しとともに本省に送付するものとする。

2. 地価税の課税の特例措置の適用についての証明事務

地価税法第17条第3項に基づく地価税法施行規則第5条第8項の規定による証明の申請を受理したときは、関係通達に基づいて証明書を申請書に交付するものとする。

様式第 1

番 号

年月日

(申 請 者) あて

経済産業大臣 名

火薬類取締法施行規則第 3 2 条の適用について

平成 年 月 日付けで申請のあった(会 社 名)(火 薬 庫 名)
に係る上記の件については、火薬類取締法施行規則第 条第 項第 号の規
定にかかわらず、申請書記載の条件をもって、下記の基準を同法施行規則第 3 2 条
の規定による火薬庫(火薬庫においてする貯蔵)の技術上の基準としたので、通知
します。

記

様式第 2

番 号

年月日

() 知事 あて

経済産業大臣

火薬類取締法施行規則第 3 2 条の適用について

平成 年 月 日付け 第 号をもって進達のあった（ 会 社 名
）（ 火 薬 庫 名）に係る上記の件については、別添写しのとおり火薬類取締
法施行規則第 3 2 条の規定による基準の認定をしたので、通知します。